

米原市子ども・子育て審議会について

○米原市子ども・子育て審議会について

1 法的な位置づけ

米原市子ども・子育て審議会は、子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づき設置する合議制の機関です。この審議会が処理する審議内容については、同項の第1号から第4号までに列記されています。

(子ども・子育て支援法抜粋)

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 米原市子ども・子育て審議会条例 (資料2)

審議会の組織及び運営に関しては、「米原市子ども・子育て審議会条例」に定め、市長の付属機関となっています。第3条に審議会の委員構成を規定しています。また第4条に審議会委員の任期を規定しています。

3 米原市付属機関の会議の公開に関する要領 (資料3)

「米原市付属機関の会議の公開に関する要領」にて、審議会は原則として公開することを定めています。また、会議終了後速やかに会議録および会議資料を公表するものとしています。

4 審議内容

具体的な審議内容としては、「米原市こども計画」の進捗状況の点検および評価の実施、認定こども園・放課後児童クラブなどの定員設定など、本市の子ども・子育て支援事業全般にわたり、ご審議いただくこととなります。